

松山市第 6 期障がい福祉計画・
松山市第 2 期障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

松山市

目次

第1章 背景	1
1 経緯	1
2 趣旨・目的	1
3 計画の期間	1
4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系図（本市が実施する事業）	2
第2章 前計画で重点的に取り組んだ目標の達成状況	3
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3 地域生活支援拠点等の整備	7
4 福祉施設から一般就労への移行等	8
5 障がい児支援の提供体制の整備等	11
第3章 令和5年度末までに重点的に取り組む目標（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）	12
1 施設入所者の地域生活移行について	12
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	15
3 地域生活支援拠点等の整備について	18
4 福祉施設から一般就労への移行について	19
5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備について	21
6 相談支援体制の充実・強化等について	22
7 障害福祉サービス等の質の向上について	24
第4章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量等について	25
1 障害福祉サービス	25
2 相談支援	33
第5章 障害児通所支援等の見込量等について	35
1 障害児通所支援	35
2 障害児相談支援	39
3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	40
第6章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	41
1 理解促進研修・啓発事業	41
2 自発的活動支援事業	41
3 相談支援事業	41
4 成年後見制度利用支援事業	41
5 意思疎通支援事業	42
6 日常生活用具給付等事業	43

7 手話奉仕員養成研修事業.....	44
8 移動支援事業.....	44
9 地域活動支援センター事業.....	45
10 障害児等療育支援事業.....	46
11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業.....	47
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業.....	47
13 任意事業.....	48
第7章 達成状況の点検及び評価について.....	51
第8章 資料編.....	52
1 関係法令等.....	52
2 松山市障がい者計画等策定検討会.....	56
3 松山市障がい者総合支援協議会.....	58
4 その他資料.....	65

第1章 背景

1 経緯

平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までは松山市第1期障害福祉計画、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までは松山市第2期障害福祉計画、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までは松山市第3期障害福祉計画、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までは松山市第4期障害福祉計画、そして平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までは松山市第5期障害福祉計画・松山市第1期障害児福祉計画を策定し、重点的に取り組む目標やサービスの見込量とその確保のための方策を定め、その達成に向け様々な事業に取り組んできました。

2 趣旨・目的

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることができるよう、本計画を策定します。これにより、障がい者及び障がい児に必要な支援を提供し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指します。

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づき策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号最終改正令和2年厚生労働省告示第213号。以下「国の基本指針」という。）及び愛媛県が策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画を踏まえ策定します。また、本計画は、松山市第4期障がい者計画の具体的な数値目標を定める実行計画として策定しています。

3 計画の期間

計画の期間は、国の基本指針により、令和3年度から3年間と定められていますので、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系図（本市が実施する事業）

障害福祉サービス	介護給付費 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 施設入所支援	訓練等給付費 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型） ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助
相談支援	・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	
地域生活支援事業	必須事業 ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ・ 障害児等療育支援事業 ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	任意事業 ・ 訪問入浴サービス ・ 生活訓練等 ・ 日中一時支援 ・ 地域移行のための安心生活支援 ・ 巡回支援専門員整備 ・ レクリエーション活動等支援 ・ 点字・声の広報等発行 ・ 奉仕員養成研修 ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成
障害児通所支援等	障害児通所支援 ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援	障害児相談支援 障害児入所支援 ※障害児入所支援は、愛媛県が実施主体となります。

第2章 前計画で重点的に取り組んだ目標の達成状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

- ・目標：令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（451人）の9%（41人）が地域生活へ移行することを目指します。
- ・実績：表1のとおり、平成30年度から令和2年5月末までの期間に、合計8人が地域生活へ移行しましたが、目標達成は難しい状況です。

表1 福祉施設の入所者の地域生活への移行状況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
福祉施設の入所者の地域生活への移行数（人）	2	3	5	0 （令和2年5月31日時点）

(2) 施設入所者数の減少について

- ・目標：令和2年度末の施設入所者数を、平成28年度末の施設入所者数（451人）から、2%（9人）減少することを目指します。
- ・実績：令和元年度末の時点で、452人が施設入所しており、目標達成は難しい状況です。

表2 施設入所者数の状況

	H29年度末	H30年度末	R元年度末
施設入所者数（人）	456	458	452

(3) 分析

本市では、国庫補助を活用してグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）の建設を補助することによって、施設入所者の地域生活への移行の受け皿の整備等を進めてきましたが、地域生活への移行や施設入所者数の減少の目標達成には至りませんでした。

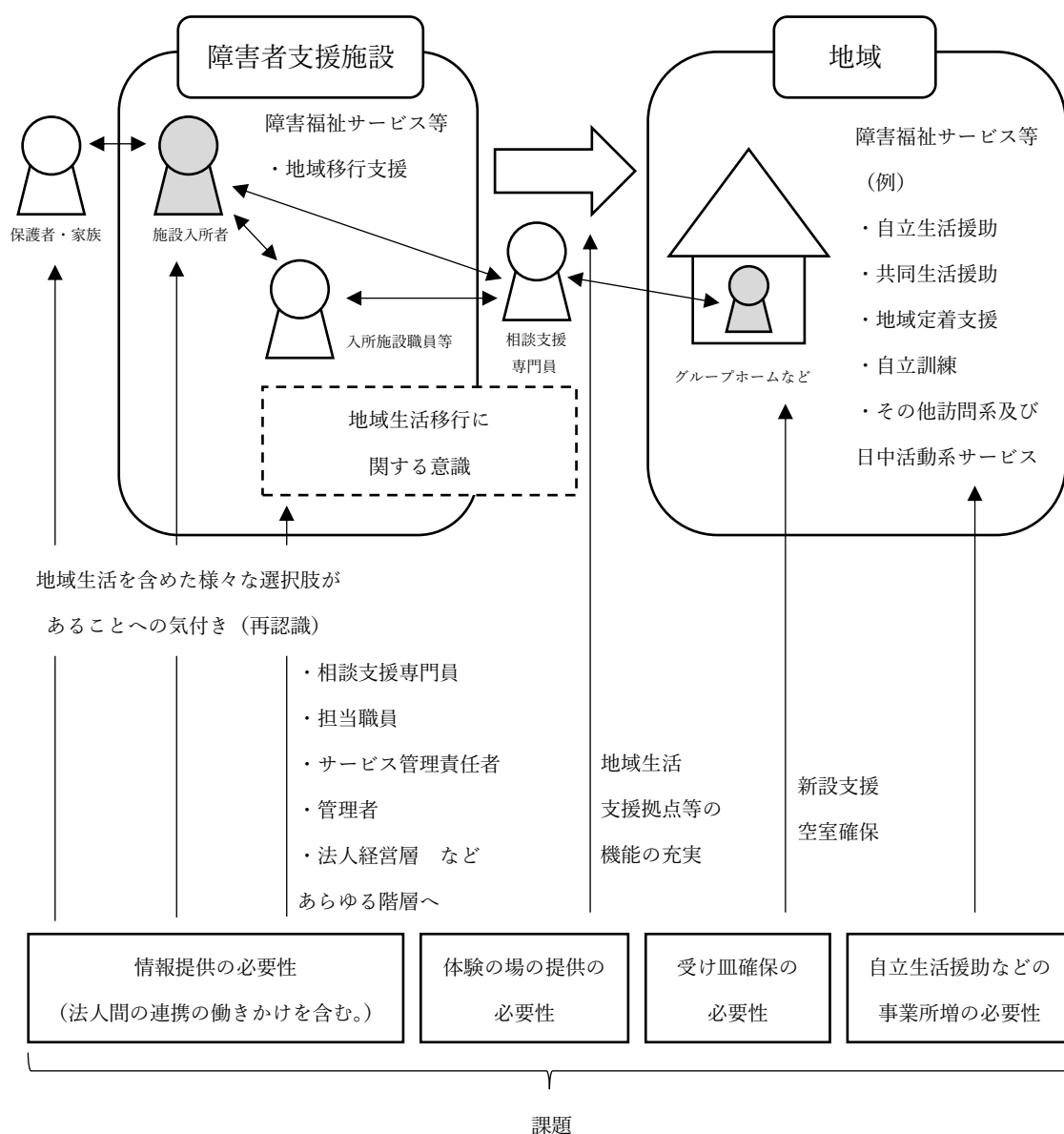
施設入所者の地域生活への移行に当たっての課題の全体像は、松山市障がい者総合支援協議会¹（以下「障がい者総合支援協議会」という。）で取りまとめられた次ページの図のと

（脚注）

¹ 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき設置されている協議会で、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行い、地域の障がい者等への支援体制の整備を図っている。

おりとなっています。特に、目標が達成できなかった要因としては、施設入所者の高齢化等により、地域移行の可能な障がい者数が減少していることが挙げられます。施設入所者の平均年齢は、平成28年度の49.4歳が、令和2年度には51.9歳となっており、確実に年齢が上がっています。

また、重度の障がい者が利用できるグループホームの整備が進んでいない状況や障がい者総合支援協議会の部会で「地域移行は法人内で行うという意識がある。」との指摘があり、こういったことも目標達成に至らなかった要因であると考えられます。



※障がいの種別によっては、地域移行に関するアプローチ手法が異なっていることにも留意が必要。

図 施設入所者の地域生活移行に当たっての課題（障がい者総合支援協議会提供）

そして、施設入所者数の減少目標については、多数の待機者がいることが、目標達成に至らなかった要因であると考えられます。平成 28 年度末の施設入所の待機者数は、実人数が 248 人でしたが、毎年増加を続け、令和元年度末には 361 人になっており、これに伴い施設入所までの待機日数も増加しています。

なお、厚生労働省の実績の分析²の中では、「第 4 期の目標は、平成 17 年 10 月から平成 24 年度末の地域移行者数の伸び率を踏まえて設定されているが、障害者自立支援法への経過措置期間（平成 18 年 10 月から平成 23 年度末）中に、中軽度の入所者の地域移行が進んだと考えられ、この期間を含んだ伸び率を用いたことにより、目標が高く見込まれていたことが考えられる。」とされるなど、目標設定の難しさが示唆されています。

（脚注） _____

² 第 95 回社会保障審議会（障害者部会）（令和元年 10 月 25 日開催）資料 1

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域生活移行検討会など保健、医療、福祉関係者による協議の場について

- ・目標：地域生活移行検討会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場をより充実させます。
- ・実績：地域生活移行検討会等を実施し、その開催実績は表3のとおりです。

表3 地域生活移行検討会等の実施状況 (回)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
地域生活移行検討会（全体会）	2	2	—
地域生活移行検討会（対象者決定会）	12	12	7（※）
地域生活移行支援会議	18	20	4（※）

（※）令和2年10月31日時点

上記に加え、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所の各連絡会を開催し、分野別の課題の抽出や長期入院者の実態把握調査などを行い、関係機関の連携強化や事業の推進を図っています。

(2) 精神科病院からの地域生活への移行について

- ・目標：平成30年度から令和2年度までの3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から60人が地域に移行することを目指します。
- ・実績：平成30年度から令和2年10月末までの間に、精神科病院から地域生活に移行したのは41人であり、目標達成は難しい状況です（表4）。

表4 精神科病院からの地域生活への移行の実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
精神科病院から地域生活移行者数（人）	14	17	10（※）

（※）令和2年10月31日時点

(3) 地域生活へ移行できた精神障がい者への地域定着支援の更なる充実について

- ・目標：地域生活に移行できた精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域定着支援の更なる充実を図ります。
- ・実績：地域移行者等交流事業（サロン）の拠点整備を行うなど、地域定着支援の更なる充実を図っています（表5）。

表5 地域定着支援事業の利用者数及び地域移行者等交流事業（サロン）の拠点数の実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
地域定着支援事業の利用者数 (人)	79	73	65 (※)
地域移行者等交流事業（サロン）の 拠点数 (箇所)	5	5	6

(※) 令和2年10月31日時点

(4) 分析

愛媛県、精神科病院、相談支援事業所等の関係機関と連携し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着のための退院への動機づけ支援など各種の取組を整備、推進しています。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、精神科病院等への関わりに制限があるため、地域移行者数が伸び悩んでいる現状にあります。

3 地域生活支援拠点等の整備

- ・目標：面的整備型による地域生活支援拠点等(※)の機能の更なる充実を図ります。
- ・実績：平成28年12月に地域生活支援拠点等の面的整備を行って以降、障がい者総合相談窓口³、障がい者北部・南部地域相談支援センター⁴などの関係機関と連携し、必要な体制を確保しています。今後は、虐待以外の緊急時の対応の充実についても、検討を進めていく必要があります。

(※) 地域生活支援拠点等

緊急時に迅速・確実な相談支援、短期入所等を活用できるようにすること（→地域での生活の安心感を担保）や地域生活の体験の提供を通して、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供するためのもので、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを行う体制を指します。

(脚注)

³ 身体、知的、精神の3障がいに加え、高次脳機能障がい、難病患者等を対象とした相談窓口で、松山市が（社福）松山市社会福祉協議会に委託して、運営している。

⁴ 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助、支援を行う窓口として、平成25年4月から、松山市内の北部と南部に障がい者地域相談支援センターを設置している。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行について

- ・目標：令和2年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人数を平成28年度の一般就労者数（53人）の1.5倍（80人）にすることを目指します。
- ・実績：令和元年度中に、福祉施設から一般就労に移行した人数は84人で、この時点で目標を達成しています（表6）。なお、令和2年度の実績については、令和3年6月頃に調査する予定です。

表6 福祉施設から一般就労に移行した人数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
福祉施設から一般就労に移行した人数（人）	63	52	84	—

(2) 就労移行支援事業の利用者数について

- ・目標：令和2年度末に就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者（112人）の2割（22人）以上増加することを目指します。
- ・実績：令和2年5月31日時点では、就労移行支援事業の利用者数は91人（表7）であり、目標達成は難しい状況です。

表7 就労移行支援事業の利用者数の推移

	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度
就労移行支援事業の利用者数（人）	88	85	92	91 (令和2年5月31日時点)

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率について

- ・目標：令和2年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。
- ・実績：表8のとおり、令和元年度時点で目標を達成しました。なお、令和2年度の実績については、令和3年6月頃に調査する予定です。

表 8 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 (%)	23.1	18.8	50.0	—

(4) 就労定着支援事業の職場定着率について

- ・目標：就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指します。
- ・実績：表 9 のとおり、目標を達成できる見込みです。

表 9 就労定着支援事業の職場定着率の推移

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
就労定着支援事業の職場定着率 (%)	—	—	90.0	—

(5) 分析

福祉施設からの一般就労については、順調に増加し、目標を達成していますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が表れてくることが想定され、先行きは不透明な状況です。令和元年度に一般就労に移行した人数の内訳は、就労移行支援からが 29 人、就労継続支援 A 型からが 30 人、就労継続支援 B 型からが 24 人、そして生活介護からが 1 人となっており、定員数を考慮すると就労移行支援からの一般就労への移行割合が最も高くなっています。

就労移行支援の利用者数については、目標達成が難しい状況であり、障がい者総合支援協議会の就労支援部会でも指摘されているように、他の障害福祉サービス（就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）の利用者に、就労移行支援の利用者となり得る方が一定数含まれている可能性があります。したがって、利用者になり得る方や相談支援専門員⁵などに対する就労移行支援の認知度を向上させる等の取組により、就労移行支援の潜在的な利用者を掘り起こしていく必要があると考えられます。

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を 4 割以上とする目標につ

(脚注) _____

⁵ 障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成等（モニタリング、アセスメント等を含む。）を行う者

いては、令和元年度時点で目標を達成しました。ただし、就労移行率が 20%未満であった事業所が 7 事業所（年度途中で指定を受けた 1 事業所を含む。）あった一方で、就労移行率が 30%以上であった事業所が 7 事業所あり、二極化の傾向が見られます。

就労定着支援事業は、見込量より多くの方が利用⁶し、さらに、職場定着率も目標を達成しており、順調に推移していると考えられます。

（脚注） _____

⁶ 令和 2 年度の見込利用人数（見込量）：12 人、令和 2 年 5 月の利用人数の実績：19 人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・目標：平成 30 年度末までに、医療的ケア児⁷が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設定します。
- ・実績：平成 30 年度に松山市医療的ケア児支援検討会を設置し、令和 2 年 9 月 30 日時点で、計 4 回の会議を実施し、愛媛県が令和元年度に実施した愛媛県医療的ケア児等実態調査の結果を踏まえ、医療的ケア児を取り巻く課題の洗い出しやその整理を行いました（表 10）。今後、医療的ケア児及びその保護者への支援体制が整うよう継続して協議を行っていきます。

表 10 松山市医療的ケア児支援検討会で整理された課題

区分	課題
事業所関係	・利用できるサービスが少ない。 （児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、訪問入浴） ・対応できる事業所が少ない。 ・（特に知的障がいのない児童に対して）地域の保育所等、幼稚園、学校に通うことが難しい。 ・事業所及び学校への送迎問題（特に学校に関しては登校支援が課題） ・保護者の付き添いが必要なため保護者の負担が大きい。 ・就労希望の保護者に対して支援がない。 ・災害時の対応（電源確保、避難所等） ・ケース会議を通した関係機関の連携が必要
行政関係	・本市の医療的ケア児数等の継続的な実態把握ができていない。 ・医療的ケアを行う看護師の確保 ・医療的ケアを実施する場所の確保 ・医療的ケアを実施するためのガイドラインの作成が必要 ・保護者や関係者への相談先、事業所等の十分な情報提供 ・児童だけではなく、大人への支援も必要

（脚注） _____

⁷ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

第 3 章 令和 5 年度末までに重点的に取り組む目標（障害福祉サービス等及び

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）

国の基本指針に基づき、以下のとおり目標を設定します。

また、それぞれの項目について、障がい者総合支援協議会の各部会を活用して、PDCA サイクルを回すなど、進捗管理を行います。

1 施設入所者の地域生活移行について

①目標

- ・令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で、令和元年度末の施設入所者数（452 人）の 4.0%に当たる 18 人以上が地域生活へ移行することを目指します。
- ・令和 5 年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数（452 人）から 1.1%以上減少（5 人以上減少）することを目指します。

国の基本指針では、「令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。」とされていますが、本市では地域の実情（表 11）を考慮し、これらを下回る目標設定としています。

表 11 地域の実情

	実情
地域生活への移行に関する実情	・松山市第 5 期障害福祉計画で設定した目標（41 人が地域生活へ移行する。）と実績（8 人）の乖離が大きい状況です。※この第 5 期の目標は、当時の国の基本指針どおりの目標設定となっています。 ・施設入所から地域生活への移行については、平成 18 年度に策定した「松山市障害福祉計画」（第 1 期）から目標に掲げられている事項で、これまで地域生活への移行が一定進んでいる上に、施設入所者の平均年齢が上がっており（平成 28 年 4 月：49.4 歳、令和 2 年 4 月：51.9 歳）、これに伴う支援の必要性、本人、家族及び周囲の関係者の意識の面からも、地域移行が難しくなっていると考えられます。 ・地域移行者数の計上方法を変更した平成 28 年度以降は、平均すると 1 年間で施設入所者数の 1.4%に当たる人数が地域移行していますので、取り巻く環境が厳しさを増す中、これまでの水準維

	持を目指すことが適正であると考えています。 ・したがって、目標設定に当たっては、令和元年度末の施設入所者数（452 人）に 1.4%を乗じた「6 人」を毎年の地域移行者数の目標とし、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で 18 人（6 人/年×3 年間＝18 人）の地域移行を目指すものとします。
施設入所者数に関する実情	・松山市第 5 期障害福祉計画で設定した目標（平成 28 年度末と比較して、令和 2 年度末に施設入所者数を 9 人減少させる。）と実績（1 人増加）の乖離が大きい状況です。※この第 5 期の目標は、当時の国の基本指針どおりの目標設定となっています。 ・地域生活への移行に関する実情で述べたとおり、地域生活への移行の難しさが増している上に、多数の入所待機者がおり（平成 28 年度末：248 人、令和元年度末：361 人。いずれも実人数）、これに伴い、施設入所までの平均待機日数も増加しています（平成 28 年度末：1,589 日、令和元年度末：1,806 日）。 ・目標設定の考え方としては、松山市第 4 期障害福祉計画の始期の平成 27 年度から令和元年度までの間で、最も入所者が少なかった平成 27 年度の 447 人を目指すものとします。

②目標達成のための方策

施設入所者の地域生活への移行に当たっての課題は、4 ページの図のとおり、多岐にわたっており、地域移行の必要条件として、障がい者本人、保護者・家族、相談支援専門員、入所施設職員等（サービス管理責任者、管理者、法人経営層等を含む。）に対する情報提供を行い、地域生活を含めた様々な選択肢があることの気付き（再認識）を促すことが挙げられます。

また、今後地域生活への移行に取り組んでいくに当たっては、法人が抱える多種多様な資源を有効活用していく視点が重要ですので、法人間の垣根を超えた連携を進めていくための方策についても検討を進めます。

障害福祉サービス等の見込量の確保

第 4 章及び第 6 章に定める障害福祉サービス等の見込量の確保に努めます。特に、相談支援専門員の質の向上、自立生活援助への参入の働きかけ、グループホーム等の整備促進及び空き室確保の促進、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用促進等に引き続き取り組みます。なお、グループホームの整備については、表 12 のとおり活動指標を定めます。

表 12 グループホームの整備に対する補助によって増加した利用定員数 (人)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
グループホームの整備に対する補助によって増加した利用定員数	36	36	36

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ体制で、施設入所者や入所待機者にとって、それぞれ地域生活への移行、継続を考える上で、重要な機能となります。本市では、既に面的な整備を行っていますので、引き続き地域生活支援拠点等の機能を維持するとともに、更なる充実に努めていきます。

上記のほか、施設入所者の実態把握や、これまで継続的に実施している障がい者総合支援協議会の部会での調査研究、施設職員を対象とした地域移行研修会、共生型サービスなど介護保険との連携強化に取り組みます。

なお、障がい者やその家族等の状況により、早急に施設入所を必要とする方がいるため、引き続き、障害者支援施設等の入所に向けた利用調整の支援に努めていきます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

(1) 地域移行の推進

①目標

- ・地域生活移行検討会など保健、医療及び福祉関係者による協議の場をより充実させ、「入院医療中心から地域生活中心へ」と更なる取組を推進します。
- ・令和3～5年度の3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から45人が地域生活に移行することを目指します。

本市が実施した「長期入院精神障がい者の実態把握調査」では、精神科病院に1年以上入院している者のうち受入条件が整えば退院可能な精神障がい者は、令和2年8月1日現在で287人となっています。

長期入院の解消のため、現在まで取り組んできた入院中の精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着のための各種の取組を、引き続き愛媛県、精神科病院、相談支援事業所等の関係機関と連携して推進していきます。

②目標達成のための方策

地域生活移行動機づけ支援の更なる充実

「長期入院精神障がい者の実態把握調査」では、長期入院中の精神障がい者で、受入条件が整えば退院可能な者（287人）のうち、6割以上（179人）が65歳以上となっており、本市が支援を実施してから10年以上が経過していることから、長期入院患者の高齢化と重度化が進んでおり、地域移行支援対象者が増えない要因となっています。

これらに対応するため、精神科病院、相談支援事業所、介護保険分野等の関係機関やピアサポーターなどと連携し、退院への動機づけ支援を充実させるとともに、重度の精神障がい者に対応したグループホームの整備、自立支援によるグループホーム利用者の単身生活への移行（グループホームの空室確保）に取り組んでいきます。

関係機関の連携強化

長期入院精神障がい者が地域生活へスムーズに移行できる方策について検討するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を充実させ、引き続き関係機関の連携を強化していきます。また、ピアサポーター等精神障がい当事者の保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参画についても検討していきます。

(2) 地域生活支援の強化

①目標

- ・地域生活に移行できた精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域生活支援の強化を図ります。

②目標達成のための方策

地域移行者等交流事業（サロン）の拠点整備

地域生活に移行した精神障がいのある方が地域で安心して生活するためには、精神障がいのある方がお互いに関わりを持てる場が身近に必要です。

そのため、情報交換や交流、相談など、お互いに関わりを持てる場（サロン）の拠点整備を進めていきます。

地域定着支援、自立生活援助の提供体制の整備

精神障がい者が安定した地域生活が送れるようにするため、地域定着支援や自立生活援助などの提供体制の質と量の確保に努めます。

精神保健福祉に関する普及啓発

精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、市民の障がい（者）等への理解を深めるための研修や交流会など、普及啓発活動を引き続き実施していきます。

精神保健福祉に関する相談支援体制の充実、強化

各種依存症や高次脳機能障がいを含む精神障がい者の相談に、関係機関と連携して引き続き対応していきます。

表 13 保健、医療及び福祉関係者による協議等について

	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
協議の場の開催回数（回）	14	14	14	14	14	14
協議の場の参加者数（人）	27	27	27	27	29	29
うち保健関係者（人）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
うち医療関係者（人）	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)
うち福祉関係者（人）	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)
うち当事者（人）	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)
うちその他（人）	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)
協議の場での目標設定の実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
協議の場での評価の実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援利用者数（人）	22	19	20	25	25	25
精神障がい者の地域定着支援利用者数（人）	51	53	57	70	70	70
精神障がい者の共同生活援助利用者数（人）	99	108	117	126	135	144
精神障がい者の自立生活援助利用者数（人）	0	3	3	3	4	5

3 地域生活支援拠点等の整備について

① 目標

- ・既に面的な整備を行っている地域生活支援拠点等を引き続き維持し、機能の充実に努めます。

② 目標達成のための方策

障がい者総合支援協議会の部会、相談支援定例会などの協議の場を活用して、地域生活支援拠点等の運用状況を報告するとともに、検証及び更なる充実に向けた検討を行います（検証及び検討をそれぞれ年 1 回以上実施します。）。また、地域生活支援拠点等の機能の 1 つである、地域の体制づくりの機能の中で、事例検討会、スーパービジョン⁸の活性化を進めることを検討します

（脚注） _____

⁸ 障がい者に対し、より質の高い援助を提供するために、相談支援専門員の人材育成と人材活用を目的として明確な目標を掲げ、スーパーバイザー（いわゆる指導役、ファシリテーター役など）によって行われるスーパーバイジーの成長を支援する、また、その体制を整えるプロセスをいい、「管理的機能」、「教育的機能」、「支持的機能」の 3 つの機能があるとされている。

4 福祉施設から一般就労への移行について

①目標

- ・令和 5 年度中に、令和元年度実績（84 人）の 1.27 倍に当たる 107 人の一般就労への移行を目指します。
 - ・就労移行支援については、令和元年度実績（29 人）の 1.35 倍に当たる 39 人の一般就労への移行を目指します。
 - ・就労継続支援 A 型については、令和元年度実績（30 人）の 1.26 倍に当たる 38 人の一般就労への移行を目指します。
 - ・就労継続支援 B 型については、令和元年度実績（24 人）の 1.25 倍に当たる 30 人の一般就労への移行を目指します。
- ・就労移行支援事業等を通して、一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指します。
- ・障害者支援施設等からの物品等の調達については、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条に基づき、毎年度調達の推進を図るための方針を策定し、この中で具体的な調達目標を定めるものとしします。

②目標達成のための方策

関係機関との連携

障がい者の一般就労について、今後新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなっていく可能性がありますので、関係機関との連携の中で、適切に対応していく必要があります。

特に、就労支援専門員⁹の引き続きの配置を通して、ハローワーク、愛媛障害者職業センター、えひめ障がい者就業・生活支援センター、愛媛中央産業技術専門校、障害福祉サービス事業所、医療機関等（以下「就労関係機関」という。）との連携を図ります。また、障がい者総合支援協議会の部会場の場を活用するなど、就労関係機関同士の連携強化を図ります。

（脚注） _____

⁹ 障がい者の一般就労の促進や継続した就労の確保、収入の安定を図るとともに、企業との信頼関係を構築し、新たな雇用の拡大を図るための者で、令和 2 年 4 月現在、松山市障がい福祉課に 2 名配置している。

情報発信

松山市第 5 期障害福祉計画の目標設定の中で、就労移行支援事業の利用者数の目標達成が難しい状況となっています。障がい者総合支援協議会の就労支援部会でも指摘されているように、他の障害福祉サービス（就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）に就労移行支援の利用者となり得る方が一定数含まれている可能性があることから、就労移行支援の潜在的な利用者の掘り起こしを進めていくために、これまで作成したパンフレットなどのツール等を活用した就労関係機関の関係者及び相談支援専門員に対する事業の周知を進めることにより、就労移行支援事業の認知度の向上を図り、就労移行支援の利用者の増加に努めます。あわせて、就労定着支援についても、就労関係機関の関係者及び相談支援専門員に対する適切な情報提供を行い、認知度の向上に努めます。

就労に関する障害福祉サービスの質の向上

提供されるサービスの質の向上に関して、就労移行支援事業所等の情報交換の場の設置、研修会の実施などにより、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型及び B 型事業所の横の連携を深め、支援に関するノウハウの蓄積など質の向上につなげていくことを検討します。

また、就労定着支援はサービスが開始されてから 3 年しか経過していないことから、今後根拠をもって事業を有効に実施し、支援の質を高めていくために、障がい者総合支援協議会・就労支援部会と連携して、事例を収集し、その分析を行います。事例の収集に当たっては、就職後に就労定着支援がうまく活用できなかったり、関係機関によるアフターフォローの連携がうまく機能しなかったりしたと思われるものについても、広く収集していきます。

また、国の農福連携等推進会議等で、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現させていくことの重要性が指摘されていますので、就労継続支援等にて、農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解促進を図ることを検討します。

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備について

①目標

- ・医療的ケア児について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、医療的ケア児等コーディネーター等の関係機関等が連携を図るための協議の場（松山市医療的ケア児支援検討会）を活用して、引き続き医療的ケア児への支援体制づくりの検討を進めます。

※児童発達支援センター¹⁰の設置、保育所等訪問支援事業を利用できる体制の整備、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、いずれも既に達成できていることから、これを維持するものとします。

②目標達成のための方策

松山市医療的ケア児支援検討会で、これまで医療的ケア児を取り巻く課題の洗い出しやその整理を行ってきました。今後は、これらの課題について、優先順位が高いと考えられるものから、対応策を検討していきます。この中で、情報提供の充実については、医療的ケア児等が利用できるサービスをまとめた冊子の作成を行います。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、毎年3人以上の配置を行うこととします。

（脚注） _____

¹⁰ 通所する障がい児やその家族に支援を行うことに加え、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言等を行う施設

6 相談支援体制の充実・強化等について

①目標

- ・更なる総合的・専門的な相談支援が確保できるよう体制整備を進めます。
- ・地域の相談支援体制の強化を進めます。

②目標達成のための方策

障がい者総合支援協議会で協議を行い、関係機関の連携を強化するとともに、表 14 の指標の達成を目指します。また、障がい者総合支援協議会の部会を活用して、現在の重層的な相談支援体制について検証を行い、必要な改善策について検討を行います。なお、検討に当たっては、専門性の高い特定の分野に特化した相談窓口の設置についても考慮するものとします。

相談支援体制の充実に当たっては、相談支援専門員の人材育成も重要ですので、主任相談支援専門員¹¹、地域リーダー¹²等と連携して、相談支援専門員が意見交換で集える場の充実、事例検討会、スーパービジョンの活性化等に取り組みます。また、本市の相談支援体制の充実や人材育成の考え方を愛媛県と共有するなどし、主任相談支援専門員の育成などを進めていきます。

また、これまで様々な相談支援に関する連絡会等が開催され、関係者の情報共有等が行われていますので、今後はそれぞれの連絡会の連携についても検討します。

表 14 総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化について

	第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総合的・専門的な相談支援の実施件数（件）	22,000	22,000	22,000
地域の相談支援事業者に対する指導・助言件数（件）	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	4	4	4

（脚注）

¹¹ 相談支援業務全般のマネジメント、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援、社会資源の開発・連携や地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけ等を担う人

¹² 本市又は中予圏域で行われる研修会、事例検討会等で講師、スーパーバイザー等を務めるなど、地域の人材育成を推進する役割を担うことが期待されている人

また、国の基本指針の「相談支援体制の確保に関する基本的な考え方」の中で、特に発達障がいに関して、早期発見、早期支援のためには発達障がい児等及びその家族等への支援が重要であり、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム（子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムをいう。以下同じ。）、ペアレントトレーニング（保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族アプローチをいう。以下同じ。）¹³等の発達障がい児、その家族等に対する支援体制を確保することが重要とされています。したがって、表 15 のとおりペアレントトレーニング等の受講者数等を活動指標として定めます。

表 15 ペアレントトレーニング等の受講者数等について

	第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	10	10	10
ペアレントメンター ¹⁴ の人数（人）	5	5	5
ピアサポート活動への参加人数（人）	10	10	10

（脚注）

¹³ 厚生労働省ホームページ「発達障害者支援施策の概要」から抜粋

¹⁴ 発達障がいの子どもの育てた経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じような悩みを抱える保護者などに対してグループ相談、情報提供等を行う者

7 障害福祉サービス等の質の向上について

①目標

- ・障がい福祉課及び保健予防課に配属されている職員が、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証等を行います。

②目標達成のための方策

障害福祉サービス等の質の向上に向け、実地指導、集団指導、事業所からの問い合わせ対応、必要な情報提供を、引き続き適切に行います。活動指標として、表 16 のとおり目標を設定します。

また、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかについては、相談支援専門員による計画相談支援の中で、必要なサービスの過不足を考慮したサービス等利用計画¹⁵等が作成されているほか、本市としても障害福祉サービスの支給決定基準を制定し、この基準を外れるようなケースについては、その理由を相談支援専門員に確認したり、最終的には外部の有識者の意見を聴くなどしていますので、これらの取組を適切に継続していきます。

表 16 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組

	第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県が実施する研修への市職員の参加者数（人）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムを活用した事業所や自治体との共有回数（回）	2	2	2
指導監査結果の関係自治体との共有（回）	3	3	3

（脚注）

¹⁵ 障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を定めた計画

第4章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量等について

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① サービス提供基盤の整備状況

事業所数の推移は、表17のとおりです。特にヘルパーの不足により、利用者の希望どおりに訪問系サービスを利用できない状況があります。また、ニーズによっては、男性ヘルパーが望ましい場合がありますが、男性のヘルパー数は少ないのが現状です。

表17 訪問系サービスの事業所数の推移 (事業所)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
居宅介護	95	100	103
重度訪問介護	76	78	81
同行援護	42	39	39
行動援護	10	10	11
重度障害者等包括支援	0	0	0

※事業所数は各年度末の実績で、令和2年度は9月末時点の情報となっています。

② 見込量及び実績

訪問系サービスの実績と今後の見込みは、表18のとおりです。

表 18 1 か月当たりの訪問系サービスの実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)		第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	利用人数 (人)	－ (1,031)	－ (1,040)	－ (1,019)	1,040	1,050	1,060
	利用時間 (時間)	－ (17,399)	－ (17,291)	－ (18,018)	17,550	17,718	17,887
重度訪問介護	利用人数 (人)	－ (59)	－ (64)	－ (62)	64	66	68
	利用時間 (時間)	－ (21,461)	－ (22,731)	－ (23,210)	24,138	25,104	26,108
同行援護	利用人数 (人)	－ (274)	－ (261)	－ (232)	280	280	280
	利用時間 (時間)	－ (6,768)	－ (6,083)	－ (5,261)	7,000	7,000	7,000
行動援護	利用人数 (人)	－ (3)	－ (3)	－ (3)	3	3	3
	利用時間 (時間)	－ (64)	－ (79)	－ (77)	77	77	77
重度障害者等	利用人数 (人)	－ (0)	－ (0)	－ (0)	0	0	0
包括支援	利用時間 (時間)	－ (0)	－ (0)	－ (0)	0	0	0
合計	利用人数 (人)	1,216 (1,367)	1,228 (1,368)	1,240 (1,316)	1,370	1,380	1,390
	利用量 (時間)	42,560 (46,135)	42,980 (46,624)	43,400 (46,385)	48,765	49,899	51,072

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

実際に利用している方の人数、ニーズ、施設入所者及び入院中で地域移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる方の数等を考慮しました。また、平均的な 1 人当たりの利用量も考慮しました。

④見込量の確保のための方策

平成 30 年度から令和 2 年度までの実績については、見込量と比較して、利用人数及び利用量共に見込量を上回っており、今後も増加傾向は続いていくと考えられます。

今後、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどにより、人材確保や事業所の参入促進に努めます。また、65 歳以上の障がい者のために、介護保険分野との連携強化を図ります。

そして、居宅介護等、今後も利用量の増加が見込まれるものについては、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。

⑤必要と見込まれる費用

今後 3 年間で、訪問系サービスの実施に必要な費用の見込みは、表 19 のとおりです。

表 19 訪問系サービスの今後の費用（見込み） (千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	822,842	845,966	869,740
重度訪問介護	1,003,840	1,106,569	1,219,812
同行援護	230,929	230,929	230,929
行動援護	4,347	4,347	4,347
重度障害者等包括支援	—	—	—

※令和元年度の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

(2) 日中活動系サービス

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数及び定員数の推移は、表 20 のとおりです。強度行動障がい¹⁶がある方や、医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系サービスの事業所が少ないという声があります。

(脚注) _____

¹⁶ 直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持）、自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な状態

表 20 日中活動系サービスの事業所数の推移

上段：事業所数（事業所） 下段：定員数（人）	H30 年度	R 元年度	R2 年度
生活介護	54 1,495	58 1,625	61 1,685
自立訓練（機能訓練）	2 25	2 25	2 25
自立訓練（生活訓練）	1 12	2 32	2 32
就労移行支援	12 142	13 155	14 167
就労継続支援（A 型）	41 706	40 756	38 686
就労継続支援（B 型）	74 1,360	75 1,447	75 1,407
就労定着支援	7 —	6 —	8 —
療養介護	0 0	0 0	0 0
短期入所（福祉型）	26 88	27 90	27 90
短期入所（医療型）	0 0	1 16	1 16

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で、令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②見込量及び実績

日中活動系サービスの実績と今後の見込みは表 21 のとおりです。

表 21 1 か月当たりの日中活動系サービスの実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)		第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	利用人数	1,145	1,153	1,161	1,215	1,217	1,219
	(人)	(1,209)	(1,211)	(1,187)			
	利用量	22,900	23,060	23,220	23,728	23,768	23,807
	(人日)	(23,313)	(23,648)	(22,272)			
自立訓練	利用人数	14	14	14	7	7	7
	(人)	(16)	(7)	(7)			
(機能訓練)	利用量	224	224	224	123	123	123
	(人日)	(284)	(123)	(100)			
自立訓練	利用人数	33	33	33	23	25	27
	(人)	(18)	(18)	(21)			
(生活訓練)	利用量	561	561	561	240	259	280
	(人日)	(190)	(204)	(222)			
就労移行支援	利用人数	114	124	134	100	110	120
	(人)	(85)	(92)	(91)			
	利用量	2,166	2,356	2,546	1,770	1,947	2,124
	(人日)	(1,470)	(1,628)	(1,495)			
就労継続支援	利用人数	714	744	774	801	804	807
	(人)	(792)	(795)	(769)			
(A 型)	利用量	14,280	14,880	15,480	16,196	16,256	16,317
	(人日)	(15,756)	(16,077)	(14,655)			
就労継続支援	利用人数	1,255	1,342	1,429	1,592	1,679	1,771
	(人)	(1,356)	(1,473)	(1,429)			
(B 型)	利用量	21,335	22,814	24,293	26,220	27,653	29,168
	(人日)	(22,340)	(24,200)	(22,770)			
就労定着支援	利用人数	10	11	12	38	56	75
	(人)	(17)	(23)	(19)			
療養介護	利用人数	79	80	81	80	80	80
	(人)	(80)	(74)	(74)			
短期入所	利用人数	294	314	334	322	322	322
	(人)	(322)	(293)	(232)			
(福祉型)	利用量	1,764	1,884	2,004	1,782	1,782	1,782
	(人日)	(1,782)	(1,631)	(1,464)			

短期入所	利用人数	21	21	21	29	29	29
	(人)	(29)	(26)	(28)			
(医療型)	利用量	147	147	147	151	151	151
	(人日)	(151)	(106)	(132)			

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

特に、令和 2 年度の短期入所（福祉型）の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少していると考えられます。

③見込量設定に当たっての考え方

実際に日中活動系サービスを利用している方の人数、そのニーズ、施設入所・入院中で地域移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる方等の数を考慮しました。また、平均的な 1 人当たりの利用量も考慮しました。

④見込量の確保のための方策

様々な事業所の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。

特に、就労支援については、重点的な取組目標を掲げていますので、この達成を目指すこととし、就労移行支援については、就労関係機関との連携や情報発信により、利用者の掘り起こしを進め、利用者数の増加に努めます。また、就労定着支援については、障がい者、相談支援専門員、障害福祉サービス事業者（就労移行支援、就労継続支援、生活訓練、自立訓練等）、医療機関等の関係者に対する適切な情報提供を行い、事業の認知度の向上を図ります。

そして、短期入所については、希望どおりに利用できない状況がありますので、今後も受入体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。

⑤必要と見込まれる費用

今後 3 年間で、日中活動系サービスの実施に必要な費用の見込みは、表 22 のとおりです。

表 22 日中活動系サービスの今後の費用（見込み） (千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	3,607,214	3,787,418	3,976,624
自立訓練（機能訓練）	19,920	19,920	19,920
自立訓練（生活訓練）	24,664	26,809	28,954
就労移行支援	199,898	228,669	261,580
就労継続支援（A 型）	1,489,166	1,564,543	1,643,835
就労継続支援（B 型）	2,600,818	2,927,928	3,296,180
就労定着支援	16,300	24,021	32,171
療養介護	250,614	250,614	250,614
短期入所（福祉型）	210,339	210,339	210,339
短期入所（医療型）	19,038	19,038	19,038

※令和元年度実績の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

(3) 居住系サービス

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数及び定員数の推移は、表 23 のとおりです。

表 23 居住系サービスの事業所数の推移

上段：事業所数（事業所） 下段：定員数（人）	H30 年度	R 元年度	R2 年度
自立生活援助	1 —	2 —	2 —
共同生活援助	29 675	33 734	38 781
施設入所支援	14 630	14 630	14 630

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②実績及び見込量

居住系サービスの実績と今後の見込みは、表 24 のとおりです。

表 24 1 か月当たりの居住系サービスの実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助 利用人数	17 (6)	17 (3)	17 (3)	3	4	5
共同生活援助 利用人数	370 (406)	385 (423)	400 (465)	498	533	571
施設入所支援 利用人数	448 (459)	445 (452)	442 (-)	449	448	447

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

実際に利用している方の人数、そのニーズ、施設入所者及び入院中で地域移行後に居住系サービスの利用が見込まれる方の数を考慮しました。

④見込量の確保のための方策

グループホームについては、計画的に整備を進め、特に重度の障がい者等を対象とするグループホームを優先して、整備を進めていきます。また、施設入所支援については、利用者の状況等を踏まえ、地域への移行を進めつつ、適切なサービスの提供を行います。また、ニーズに応じた施策の実施を検討します。

⑤必要と見込まれる費用

今後 3 年間で、居住系サービスの実施に必要な費用の見込みは、表 25 のとおりです。

表 25 居住系サービスの今後の費用（見込み） (千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	984	1,312	1,640
共同生活援助	1,084,219	1,207,452	1,344,692
施設入所支援	780,708	778,970	777,231

※令和元年度実績の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

2 相談支援

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数の推移は、表 26 のとおりです。

表 26 計画相談支援事業所及び地域相談支援事業所数の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
計画相談支援 事業所数 (事業所)	48	56	58
地域移行支援 事業所数 (事業所)	19	21	20
地域定着支援 事業所数 (事業所)	19	21	20

※事業所数は各年度末の実績で、令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②実績及び見込量

計画相談支援及び地域相談支援の実績と今後の見込みは表 27 のとおりです。

表 27 1 か月当たりの計画相談支援及び地域相談支援の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援 利用人数	795 (1,175)	845 (1,271)	900 (1,311)	1,385	1,464	1,546
地域移行支援 利用人数	25 (22)	25 (19)	25 (20)	25	25	25
地域定着支援 利用人数	60 (51)	65 (53)	70 (57)	70	70	70

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

実際に利用している方の人数とその推移を考慮しました。特に、計画相談支援については、平成 30 年度から令和 2 年度までの実績は、見込みを大きく上回っている状況も考慮しました。

④見込量の確保のための方策

令和 2 年度から、相談支援従事者初任者研修等で、市の関与が求められるようになりましたので、相談支援専門員の確保に向けて、障がい者総合相談窓口や障がい者北部・南部地域相談支援センターなどと連携して、適切に対応していきます。また、愛媛県とも連携して、相談支援専門員の確保に努めます。

⑤必要と見込まれる費用

今後 3 年間で、相談支援の実施に必要な費用の見込みは、表 28 のとおりです。

表 28 相談支援の今後の費用（見込み） (千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	200,484	211,210	222,510
地域移行支援	9,508	9,508	9,508
地域定着支援	2,814	2,814	2,814

※令和元年度実績の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

第 5 章 障害児通所支援等の見込量等について

1 障害児通所支援

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数及び定員数の推移は、表 29 のとおりです。

表 29 障害児通所支援の事業所数の推移

上段：事業所数（事業所） 下段：定員数（人）	H30 年度	R 元年度	R2 年度
児童発達支援	30 418	32 457	31 447
医療型児童発達支援	0 —	0 —	0 —
放課後等デイサービス	56 516	62 598	65 608
保育所等訪問支援	5 —	5 —	5 —
居宅訪問型児童発達支援	1 —	1 —	1 —

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で、令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②実績及び見込量

障害児通所支援の実績と今後の見込みは、表 30 のとおりです。

表 30 1 か月当たりの障害児通所支援の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)		第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	利用人数 (人)	495 (608)	505 (647)	515 (512)	667	688	710
	利用量 (人日)	4,455 (4,589)	4,545 (4,667)	4,635 (3,834)	4,707	4,747	4,787
医療型児童 発達支援	利用人数 (人)	— (0)	— (0)	— (0)	0	0	0
	利用量 (人日)	— (0)	— (0)	— (0)	—	—	—
放課後等デイ サービス	利用人数 (人)	752 (823)	857 (866)	962 (889)	924	960	998
	利用量 (人日)	9,776 (10,391)	11,141 (11,321)	12,506 (11,559)	12,191	12,858	13,561
保育所等 訪問支援	利用人数 (人)	10 (6)	12 (4)	14 (5)	6	8	10
	利用量 (人日)	15 (12)	18 (7)	21 (9)	12	16	20
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数 (人)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	1	3	5
	利用量 (人日)	180 (0)	180 (0)	180 (0)	5	15	25

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

実際に利用している方の人数及びそのニーズを考慮しました。また、平均的な 1 人当たりの利用量も考慮しました。

④見込量の確保のための方策

保健、教育、福祉の関係機関が連携し、障がい児等が、その年齢、特性等に応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりを検討します。また、保護者等が子どもの発達について

気になるときに、発達検査の実施や発達支援¹⁷を担う機関につながるまでに時間がかかる場合があるという指摘がありますので、関係機関の連携の下、対応策を検討していきます。

保育所等訪問支援については、利用者数及び利用量ともに、見込量を下回っています。障がい者総合支援協議会のこども支援部会では、地域の保育所や幼稚園等の保育士、教員等への後方支援の必要性が指摘されており、本事業はこの有効な解決手段となることから、相談支援専門員、保育所、幼稚園等の職員、障がい児の保護者等への周知を行います。また、この事業の実施に当たっては、子どもが集団生活を送る保育所、幼稚園等の職員など、関係者と綿密な調整が必要で、高度な専門性が求められます。更に指定を受けている事業所であっても人材不足のために事業が実施できない状況もあります。したがって、障がい者総合支援協議会・こども支援部会と連携して、従業者の障がい特性に対する理解の向上、説明力の向上、保育・教育現場への理解促進等の人材育成に努め、保護者、訪問先、事業所の3者の事前調整・信頼関係がうまく構築されることを目指します。また、事業への参入を促すに当たっては、専門性の確保に努めます。

なお、放課後等デイサービスの利用人数及び利用量の伸びが顕著であり、見込量を大きく上回っています。事業所数の増加により、量的にはサービスの提供体制が整い、今後は更なる支援の質の向上が求められています。そこで、児童発達支援管理者研修などを通して放課後等デイサービスガイドラインの周知啓発を行うことにより、放課後等デイサービスの様々な機能（狭義の発達支援だけでなく、家族支援、地域支援の機能を含む。）が十分発揮できる環境整備に努めていきます。

⑤必要と見込まれる費用

今後3年間で、障害児通所支援の実施に必要な費用の見込みは、表31のとおりです。

（脚注） _____

¹⁷ 障がい者が確定した子どもへの運動機能や検査上の知的能力の向上などの障がい改善への努力だけでなく、障がいのある子ども等（その可能性がある子どもを含む。）が地域で育つときに生じる様々な課題を解決していく努力の全てをいい、その中には、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障がいのある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、そして地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）が包含されている概念とされている。（山根希代子＝宮田広善、光真坊浩史編『障害児通所支援ハンドブック』11頁（エンパワメント研究所、2015年））

表 31 障害児通所支援の今後の費用（見込み） (千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	761,712	845,049	937,504
医療型児童発達支援	—	—	—
放課後等デイサービス	1,761,406	1,978,347	2,222,008
保育所等訪問支援	2,792	3,722	4,653
居宅訪問型児童発達支援	94	283	472

※令和元年度実績の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

2 障害児相談支援

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数の推移は、表 32 のとおりです。

表 32 障害児相談支援の事業所数の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
障害児相談支援 事業所数 (事業所)	34	40	42

※事業所数は各年度末の実績で、令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②実績及び見込み

障害児相談支援の実績と今後の見込みは、表 33 のとおりです。

表 33 1 か月当たりの障害児相談支援の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援 利用児童数	75 (133)	80 (197)	85 (145)	207	217	228

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

利用者数は見込量を大きく上回っている状況ですが、児童支援利用計画案を保護者が作成している割合が大人と比べ高いため、現時点ではニーズを満たしていないと考えられ、これらの状況を加味した見込量としています。

④見込量の確保のための方策

相談支援従事者初任者研修等で、障がい者総合相談窓口や障がい者北部・南部地域相談支援センターと協力して、相談支援専門員の養成と確保を進めていきます。

また、事業所が障害児相談支援の指定を受けていても、障がい児等の支援に関するノウハウがなく、障がい児の相談支援に携わっていない状況も見受けられるため、児童発達支援センター、障がい者総合支援協議会・こども支援部会等と連携し、児童の支援に関する研修を通して、相談支援専門員のスキルアップを図り、障がい児の支援に従事できる相談支援専門員数の増加を図ります。

⑤必要と見込まれる費用

今後３年間で、障害児相談支援の実施に必要な費用の見込みは、表 34 のとおりです。

表 34 障害児相談支援の今後の費用（見込み）（千円）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援	31,194	32,701	34,359

※令和元年度実績の決算額の伸び率を基に、試算したもので、令和 3 年度報酬改定は反映されていません。

3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

内閣府等からの第 2 期障害児福祉計画の作成に当たっての留意事項について（令和 2 年 11 月 25 日付け事務連絡）に基づき、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所等の障がい児の受入に係る定量的な見込量を設定し、関係機関と連携して、子ども・子育て支援等の分野で、障がい児の受入体制の整備を進めていきます。

・実績及び見込量

実績と今後の見込みは、表 35 のとおりです。

表 35 保育所等の障がい児の受入に関する実績及び見込み（月間の平均利用児童数）

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育所	160 (169)	172 (168)	184 (204)	225	253	283
認定こども園	95 (47)	102 (65)	109 (104)	129	165	217
放課後等児童健全 育成事業	73 (60)	77 (59)	81 (57)	62	62	62

第 6 章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

1 理解促進研修・啓発事業

・実績及び今後の見込み

市民の障がい者等への理解を深めるために、研修や啓発を通して、市民に働きかけを行う事業で、「障害者週間」等の啓発や、「こころの健康フォーラム」、「障害福祉サービス事業所等運営法人研修会」等を実施しており、引き続きこれらの事業を実施します。

2 自発的活動支援事業

・実績及び今後の見込み

障がい者、家族、市民等による地域での自発的な取組を支援する事業で、「本人活動支援事業」や「地域移行者等交流事業（サロン）」を実施しており、引き続きこれらの事業を実施します。

3 相談支援事業

①サービス提供基盤の整備状況

平成 21 年度から障がい者総合相談窓口を、平成 25 年度から障がい者北部・南部地域相談支援センターを設置しています。

②実績及び今後の見込み

障がい者総合相談窓口及び障がい者北部・南部地域相談支援センターで、年間延べ約 22,000 件の相談を受けており、今後もこれらの事業を継続して実施します。

4 成年後見制度利用支援事業

①実績及び今後の見込み

知的障がい者又は精神障がい者を対象に、成年後見制度の利用に要する費用の負担が難しい方に必要な支援を行う事業で、実績及び利用見込みは、表 36 のとおりです。

表 36 成年後見制度利用支援事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	6 (12)	7 (8)	8 (16)	21	22	23

②見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、利用者数の見込みを設定しました。

③見込量の確保のための方策

引き続き制度の趣旨や窓口の周知を行い、適正に制度が活用されるよう努めます。

5 意思疎通支援事業

①サービス提供基盤の整備状況

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図っています。また、市役所内に手話通訳者を配置し、各種申請・相談業務等に従事させることにより、聴覚、言語・音声機能等の障がい者の社会参加を促進する事業であり、(社福)松山市社会福祉協議会に委託して、事業を行っています。

②実績及び見込量

事業の実績と今後の見込みは、表 37 のとおりです。

表 37 意思疎通支援事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
意思疎通支援事業 (個人派遣) 利用量 (件)	5,530 (6,317)	5,530 (6,919)	5,530 (6,618)	6,817	7,021	7,232
意思疎通支援事業 (大会等派遣) 派遣人数 (人)	141 (202)	141 (177)	141 (190)	184	178	173
手話通訳者設置事業 設置者数 (人)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※令和 2 年度の実績は、見込みの数値を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、利用量等の見込みを設定しました。

④見込量の確保のための方策

関係機関と連携し、派遣事業の周知を行い、見込量の確保に努めていきます。

6 日常生活用具給付等事業

①実績及び見込件数

・種類ごとの給付等の見込みは、表 38 のとおりです。

表 38 日常生活用具給付等事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (件)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ストマ用装具	— (9,664)	— (9,676)	— (9,696)	9,800	9,800	9,800
紙おむつ	— (2,538)	— (2,588)	— (2,600)	2,600	2,650	2,650
人工内耳用電池	— (400)	— (454)	— (500)	550	600	650
その他	— (348)	— (406)	— (434)	500	550	600
合計	11,900 (12,950)	12,300 (13,124)	12,700 (13,230)	13,450	13,600	13,700

②見込量設定に当たっての考え方

これまでの実績、伸び率等を考慮し、令和 3 年度以降の見込量を設定します。

③見込量の確保のための方策

給付対象者に対する窓口等での説明とともに、医療機関、市のホームページ、広報まつやま等を通した周知を行い、制度の普及促進を図ります。

また、対象となる用具についても、障がいや生活の状況に応じた給付を行うとともに、福祉用具の機能や品質、新たな技術開発の状況や他の地方公共団体の給付実績等について適時情報収集を行い、適切な給付に努めます。

7 手話奉仕員養成研修事業

①サービス提供基盤の整備状況

意思疎通に支障のある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者等との交流活動等を行う者をいう。以下同じ。）を養成するため、(社福)松山市社会福祉協議会に委託して、事業を行っています。

②実績及び登録見込者数

手話奉仕員養成研修事業の実績及び登録見込者数は、表 39 のとおりです。

表 39 手話奉仕員養成研修事業の実績及び登録見込者数

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成研修事業	35	35	35	42	42	42
(一般) 修了者数	(51)	(33)	(-) ※			

※：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休講としています。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、修了者数の見込みを設定しました。

④見込量の確保のための方策

関係機関と連携し、講座の周知等を行い、手話奉仕員の養成・確保に努めていきます。

8 移動支援事業

①サービス提供基盤の整備状況

屋外での移動が難しい障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援を行っています。事業所数の推移は、表 40 のとおりです。

表 40 移動支援の事業所数の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
移動支援 事業所数 (事業所)	94	95	96

※事業所数は各年度末の実績で、令和 2 年度は 9 月末時点の情報となっています。

②実績及び見込量

移動支援の実績及び見込量は、表 41 のとおりです。

表 41 1 か月当たりの移動支援の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実利用人数 (人)	244 (220)	250 (205)	256 (163)	220	220	220
延べ利用時間 (時間)	2,440 (2,307)	2,500 (1,936)	2,560 (1,467)	2,307	2,307	2,307

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、実利用人数及び利用時間の見込みを設定しました。

④見込量の確保のための方策

同行援護と調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図っていきます。

9 地域活動支援センター事業

①サービス提供基盤の整備状況

通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行う事業であり、令和 2 年 9 月末現在地域活動支援センター I 型の事業所に対して、補助金を交付しています。

②実績及び見込量

実績及び見込量は、表 42 のとおりです。

表 42 地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
補助金交付箇所数 (箇所)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	1	1	1
補助金交付事業所の 実利用者数 (人)	90 (153)	100 (156)	110 (150)	150	150	150

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、見込量を設定しました。

④見込量の確保のための方策

引き続き補助金を交付し、利用者の確保に努めます。

10 障害児等療育支援事業

①サービス提供基盤の整備状況

地域で生活する障がい児やその家族を支えるために、身近な地域で発達支援に関する指導等が受けられるよう必要な支援を行う事業で、市内に児童発達支援センターを設置している 4 つの社会福祉法人に事業を委託しています。

②実績及び見込量

実績及び見込量は、表 43 のとおりです。

表 43 障害児等療育支援事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施箇所数 (箇所)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	4	4

③見込量設定に当たっての考え方

引き続き、市内に児童発達支援センターを設置している 4 つの社会福祉法人に委託して事業を実施します。また、障害児等療育支援事業を活用して、支援が必要な人に積極的な働きかけを行い、支援を提供していくことを検討します。

④見込量の確保のための方策

引き続き、児童発達支援センターを設置している法人と連携して、事業を実施します。

11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

①サービス提供基盤の整備状況

手話通訳者養成研修及び要約筆記者養成研修は、本市が（社福）松山市社会福祉協議会に委託し、実施しています。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は、愛媛県と本市の連携事業として、盲ろう者友の会に委託して実施しています。

②実績及び見込量

実績及び登録見込者数は、表 44 のとおりです。

表 44 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者養成研修事業 修了者数	15 (21)	15 (32)	15 (0) ※	35	35	35
要約筆記者養成研修事業 修了者数	25 (16)	25 (9)	25 (0) ※	11	11	11
盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業修了者数	10 (7)	10 (2)	10 (2)	3	3	3

※：令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、手話通訳者養成研修及び要約筆記者養成研修を中止しました。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、修了者数の見込みを設定しました。

④見込量の確保のための方策

関係機関と連携し、研修の周知を行うことにより、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成と確保に努めます。

12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

①サービス提供基盤の整備状況

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣は、本市が盲ろう者友の会に委託して、実施しています。令和2年10月末時点で、利用者として5人が登録され、127人が盲ろう者向け通訳・介助員として登録されています。

②実績及び見込量

実績及び見込件数は、表45のとおりです。

表45 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (件)	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	110 (148)	130 (104)	150 (126)	120	120	120

※令和2年度の実績は、見込数値を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、利用件数の見込みを設定しました。

④見込量の確保のための方策

関係機関と連携し、派遣事業の周知等を行い、適切な派遣に努めていきます。

13 任意事業

(1) 日中一時支援事業

①サービス提供基盤の整備状況

事業所数は、表46のとおりです。

表46 日中一時支援事業の事業所数の推移

	H30年度	R元年度	R2年度
日中一時支援事業 事業所数 (事業所)	23	23	25

※事業所数は各年度末の実績で、令和2年度は9月末時点の情報となっています。

②実績及び見込量

利用実績及び見込者数は、表 47 のとおりです。

表 47 1 か月当たりの日中一時支援事業の実績及び見込み

上段：見込量 (下段：実績) (人)	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実利用者数	160 (157)	155 (137)	150 (64)	160	160	160

※各年度の実績及び見込みに記載している数値は、1 か月当たりの平均の実績又は見込数値です。なお、令和 2 年度については、令和 2 年 5 月の実績を記載しています。

③見込量設定に当たっての考え方

過去の実績を踏まえ、実利用者数の見込みを設定しました。なお、令和 2 年度の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少していると考えられます。

(2) その他の任意事業

地域生活支援事業名	事業内容
訪問入浴サービス	看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がい者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。
生活訓練等	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所、放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を行い、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他の障がい者等に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の

	紹介、生活情報その他の障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障がい者等に提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。
障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定事務の円滑かつ適切な実施を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第 7 章 達成状況の点検及び評価について

重点的に取り組む目標の達成状況や障害福祉サービス等の見込量の状況については、PDCA サイクルを導入し、障がい者総合支援協議会（各部会を含む。）に進捗状況を報告します。そして、状況について検証を行った上で、取組の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

なお、障がい者総合支援協議会には年に 1 回以上、各部会に対しては年に 2 回以上報告を行うものとします。

第 8 章 資料編

1 関係法令等

(1) 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

（市町村障害福祉計画）

第 8 8 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- (協議会の設置)
- 第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。))により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 児童福祉法

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(3) その他

松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年条例第 13 号）

（協議会）

第 4 条 法第 8 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市に協議会を置く。

2 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 57 号）

（協議会の名称）

第 6 条の 2 松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 4 条に規定する協議会の名称は、松山市障がい者総合支援協議会(以下「協議会」という。)とする。

（組織）

第 6 条の 3 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条の 4 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条の 5 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

（委任）

第 6 条の 6 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 松山市障がい者計画等策定検討会

(1) 設置要領

松山市障がい者計画等策定検討会設置要領

(開催)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく松山市第4期障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく松山市第6期障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく松山市第2期障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、外部有識者、関係者、市民等の意見を反映させるため、松山市障がい者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、計画の策定に必要な事項に関し、次条の出席者相互の意見交換及び意見聴取を行う。

(出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 検討会は、市長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課が行う。

(庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課で処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(2) 松山市障がい者計画等策定検討会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会 会長
近藤 益代	聖カタリナ大学 講師
深井 千代	愛媛県立みなら特別支援学校 教頭
宮崎 修次	愛媛県立しげのぶ特別支援学校 教頭
山内 圭二	松山公共職業安定所 統括職業指導官
清家 斉	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 副会長
武智 一郎	社会福祉法人あゆみ学園 管理者
丹生谷 孝之	特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会 理事長
黒田 茂	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総合相談第二課 課長
岡部 國男	松山市障がい者団体連絡協議会 会長
谷 ひな子	松山市内部疾患障害者協議会 事務局長
仙波 信明	(公募参加者)
菅野 光子	(公募参加者)

3 松山市障がい者総合支援協議会

(1) 諮問

2 松（障）第 761 号

令和 2 年 12 月 17 日

松山市障がい者総合支援協議会 会長 様

松山市長 野志 克仁

松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画に対する意見について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 9 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 20 第 9 項に基づき、松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画（素案）について、貴協議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和 3 年 2 月 3 日

松山市長 野志 克仁 様

松山市障がい者総合支援協議会
会長 渡部 坂嘉

松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画（素案）に対する
松山市障がい者総合支援協議会の意見について

令和 2 年 12 月 17 日付 2 松（障）第 761 号で意見を求められた、松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画（素案）について、以下のとおり意見を提出します。

1 施設入所者の地域生活移行について

これまで、障がい者等に必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無に

よって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指し、様々な制度が整備されてきました。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の中では、全て障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないと規定されています。

こうした考え方の中、松山市では、平成 19 年 3 月に（第 1 期）松山市障害福祉計画が策定され、以降施設入所者の地域移行の目標数値を設定してきました。計画の改定が重なる中で、国から示される目標水準は下がってきたものの、松山市第 5 期障害福祉計画で掲げた「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の減少」の目標については、達成が難しい状況となっています。

そこで、松山市の施設入所者の地域生活移行に当たっての課題等を次ページの図のとおりに整理しました。特に、法人間の連携により地域移行を進めていく視点、障がい者本人、保護者・家族、相談支援専門員、入所施設職員等（サービス管理責任者、管理者、法人経営層等を含む。）に対する情報提供を行い適切な自己決定を促す視点、自立生活援助等の事業所増加を図っていく視点、そしてグループホームの空き室確保を進めていく視点も重要ですので、計画に反映していただきたいと考えています。

図（省略 ※4 ページの図と同一）

2 地域の相談支援体制の充実について

相談支援については、1 で述べた「施設入所者の地域生活移行」を進める上で重要な役割を担っているほか、国の「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論の取りまとめの中でも、「相談支援専門員について、障がい児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれており、そのためには、ソーシャルワークの担い手としてのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。更に将来的には相談支援専門員は障がい福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。」とされるなど、重要性は一層増しています。

現在、松山市内には 100 人を超える相談支援専門員が障がい福祉の現場で、障がい児者の支援に従事しています。地域の相談支援体制における中心的な役割を担う、経験豊かな相談支援専門員として、主任相談支援専門員や地域リーダーが設置されている一方で、毎年 20 人以上が相談支援従事者初任者研修を受講するなど、経験が浅い相談支援専門員も一定数います。

したがって、主任相談支援専門員及び地域リーダーが地域の中で、各自の経験を生かし

て、より一層活躍し、地域の相談支援体制の充実につなげられるよう、相談支援専門員が意見交換で集える場の充実、事例検討会・グループスーパービジョンの活性化などを進めていく視点が重要であると考えます。

また、相談支援体制の充実に当たっては、法定の相談支援従事者研修を実施している愛媛県と、日常の相談支援の中での人材育成の役割を担う松山市の連携が重要であることは言うまでもありません。松山市としての相談支援体制の充実や人材育成の考え方を愛媛県とも共有し、特に主任相談支援専門員の新たな育成や愛媛県障がい者自立支援協議会の相談支援専門部会への松山市の相談支援専門員等の新たな参画など、綿密に調整していくことが望まれます。

3 保育所等訪問支援事業の質と量の確保の両立について

保育所等訪問支援事業は、子どもへの直接支援とスタッフへの間接支援を行い、更に保護者の申請により実施される画期的な事業です。しかし、事業実施に当たっては子どもが集団生活を送る保育所、幼稚園等の職員と綿密な調整を必要とするなど、高度な専門性が求められます。

これらの状況を踏まえると、保育所等訪問支援事業の充実させていくことを検討するに当たって最も重要な視点は、既存の事業所が提供している保育所等訪問支援事業の質（保護者、訪問先、事業所の3者の事前調整・信頼関係の構築、障がい特性の理解、説明力、保育・教育現場への理解（園の指針等の熟知）など）の向上であると考えます。そして、指定を受けている事業所であっても、人員不足によりサービスを提供できていない事例も見受けられますので、松山市障がい者総合支援協議会・こども支援部会と協力して、人材育成についても検討していく必要があります。

また、事業への参入を促すのであれば、他の事業以上に専門性を十分確保された事業所に参入していただくことが重要であると考えます。

4 就労定着支援の分析について

就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の雇用を継続するために、企業等の連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活等の様々な問題に関する相談、指導及び助言等を行う、平成30年4月から開始された事業です。

サービスが開始されて3年しか経過しておらず、多数の障がい者に利用されているわけではないため、今後根拠をもって事業を有効に実施していくためにも、事例を積み上げ、分析を行っていく視点が重要であると考えます。なお、分析に当たっては、①経由した障害福祉サービスは何か、②併用して利用したサービスや制度は何か、③最終的なてん末（離職した場合は、その理由を含む。）について、情報を整理する必要があると考えます。

また、就職後に就労定着支援がうまく活用できなかったり、関係機関によるアフターフォローの連携がうまく機能しなかったりして、離職が生じていることは、依然として本市の課題です。今後、これらの事例を収集し、より有効な対応策を検討していく視点も重要であると考えます。

(3) 委員等名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関
増田 頼昭	松山市医師会 (身体部門) 増田整形外科
越智 眞理	松山市医師会 (知的・精神部門) 眞理こころの クリニック
山内 圭二	松山公共職業安定所 統括職業指導官
中矢 斉	松山商工会議所 事務局長
石原 将樹	松山青年会議所 特任理事
堀尾 寿之	愛媛障害者職業センター 所長
深井 千代	愛媛県立みなら特別支援学校 教頭
宮崎 修次	愛媛県立しげのぶ特別支援学校 教頭
丹下 美輪(会長職務代理者)	聖カタリナ大学 教授
近藤 益代	聖カタリナ大学 講師
西崎 健志	愛媛県福祉総合支援センター 所長
竹之内 直人	愛媛県心と体の健康センター 所長
藤原 圭寿	愛媛県松山東警察署 生活安全課長
渡部 坂嘉(会長)	松山市障がい者団体連絡協議会 副会長
石田 美栄子	松山市精神障がい者地域家族会 明星会 会長
庭瀬 佳世子	松山市内部疾患障害者協議会 副会長
徳永 隆子	松山市民生児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長

松山市障がい者総合支援協議会での議論に当たっては、各部会から意見を聴取しました。

部会	氏名	所属機関
相談支援部会	丸田 一郎◎	NPO 法人ほっとねっと
		相談支援事業所ほっとねっと
	梶浦 英与◎	松山市障がい者
		北部地域相談支援センター
	藤本 篤◎	松山市障がい者
		南部地域相談支援センター
	山口 秀人◎	ケアサポートまつやま
	清家 斉◎	社会福祉法人きらりの森
	和田 真由子◎	松山市児童発達支援センター ひまわり園相談支援事業所
こども支援部会	谷本 圭吾	味酒心療内科
	伊藤 由美◎	松山市障がい者 北部地域相談支援センター
	三好 亜里紗	医療法人敬愛会 久米病院
	和田 真由子◎	松山市児童発達支援センター ひまわり園相談支援事業所
就労支援部会	江戸 卓郎	指定多機能型事業所 くるみ園
	今村 高博	あゆみ学園
	重見 幸二	天使園
	菊池 雅彦	障害者多機能型事業所ここいろ
就労支援部会	毛利 美和	愛媛中央産業技術専門学校
	佐々木 隆	愛媛障害者職業センター
	片岡 洋子	松山公共職業安定所
	目戸 孝志	えひめ障がい者就業・生活支援セ ンター

部会	氏名	所属機関
(就労支援部会)	川口 隼人	道後ゆう
	松本 潤	松山福祉園
	徳本 健二	障害者多機能型事業所ここいろ

◎：主任相談支援専門員又は地域リーダー

4 その他資料

松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画の策定に当たって、現在の障がい者の生活実態等を把握するとともに、障害福祉サービス等に関する意向等を把握し、今後取り組むべき施策の方向性を定めるための基礎資料として、以下の調査等を実施しました。

- ・障がい者ニーズ調査（令和元年7月～8月に、県市が連携して実施）
- ・障がい者団体等の書面ヒアリング（令和2年9月～10月に、本市が実施）
- ・障害福祉サービス等の事業を実施する法人に対する書面ヒアリング（令和2年9月～10月に、本市が実施）

これらの結果については、以下の本市ホームページに掲載しています。

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/keikaku_tyosakekka.html

松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画

松山市保健福祉部障がい福祉課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2

電話：089-948-6353 FAX：089-932-7553

メール：shougai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市保健福祉部保健予防課

〒790-0813

愛媛県松山市萱町六丁目 30 番地 5

電話：089-911-1816 FAX：089-923-6062

メール：hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp

発行 令和 3 年 3 月